

文化審議会における検討状況

新・文化芸術基本法を踏まえ、平成29年6月、文部科学大臣より、文化芸術推進基本計画の在り方について、文化審議会へ諮問。これまで、文化審議会総会、文化政策部会、基本計画WGにおいて、計6回審議（8月末時点）。

今後の文化芸術政策の 目指すべき姿 （中長期的視点）

目標1 創造的で活力ある社会

創造的な文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる、活力ある社会が形成されている。

目標2 心豊かで多様性のある社会

文化芸術を通して社会参画の機会がひらかれ、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標3 文化芸術の創造・発展・継承と教育

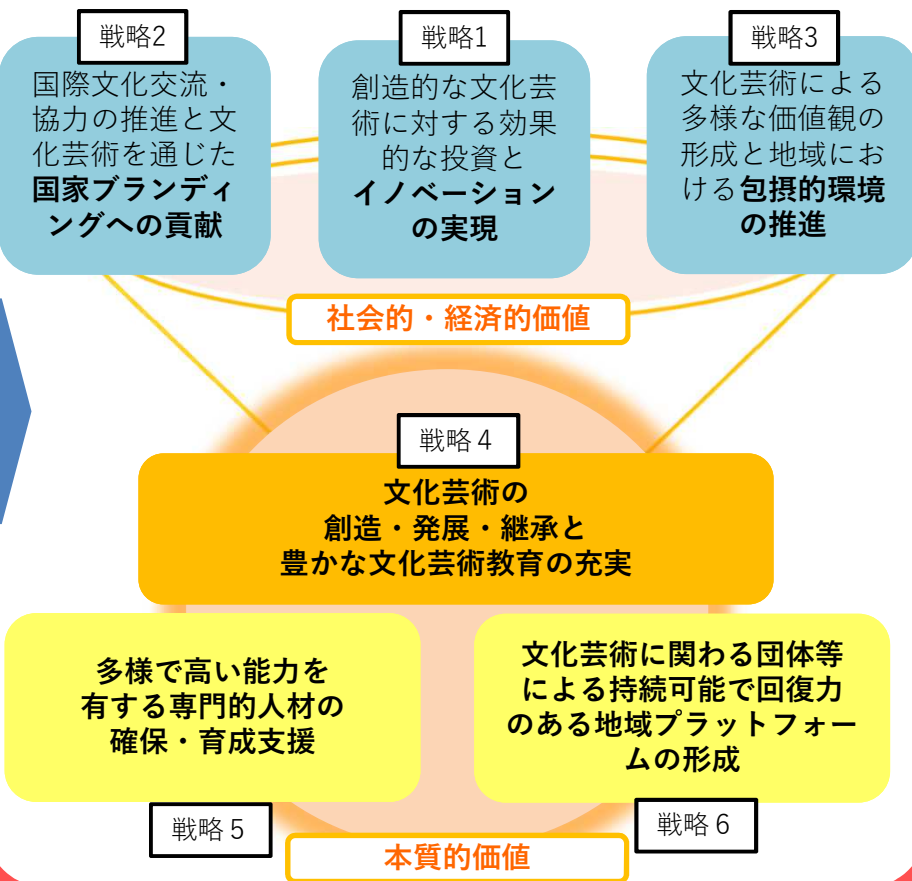
文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実にわれ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

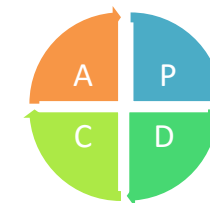
地域の文化芸術を推進するため、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体等が活躍している。

今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 （2018～2022年度）

イノベーションと多様性で文化芸術の社会的・経済的価値を切り拓く



評価・分析



- 毎年度評価指標によりフォローアップ
- 中間年(2020年)には中間評価を行い、第2期の策定に反映
- 国内外の指標や各種データの収集・分析機能を充実

文化庁の機能強化等

- 「縦割り」を超えた開放的・機動的な文化政策集団の形成に向けて、2018年に「新・文化庁」を実現
- 京都移転の推進
- (独)日本芸術文化振興会の機能強化

今後の予定

今後、文化審議会文化政策部会において、各戦略の評価指標や、個別の推進施策等について審議し、秋頃に「審議経過報告」をとりまとめ。その後、関係団体等からのヒアリング等を実施し、年内に中間報告、年度内に答申をとりまとめる予定。

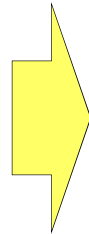
文化芸術推進基本計画の策定に向けた検討について

大臣からの諮問事項

(1) 文化芸術施策の推進に当たっての望ましい体系の在り方について

(2) 新たに追加された「文化芸術に関する基本的な施策」の推進について

(3) 2020年及び2020年以降を見据えた遺産（レガシー）の創出について



文化政策部会における具体的な検討事項

(1) 今後の文化芸術政策の目指すべき姿について

－基本理念、意義、基本的視点、取り組むべき課題等を含む

(2) 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性について

－2020年及び2020年以降のレガシー創出を含む

(3) 今後5年間に取り組むべき文化芸術に関する基本的な施策について

(4) 文化芸術推進のための効果的な政策の立案、実施、評価・検証、新たな政策への反映というサイクルを確立する観点から、基本計画の進捗状況を適切に確認するための望ましい文化芸術政策の評価・検証改善の方策について

－進捗状況を適切に確認するための具体的な目標及び指標を含む

－客観的な根拠に基づく適切な目標及び指標の設定に必要な文化芸術政策に係る調査研究等を含む



諮問の背景

◆新しい文化芸術基本法の成立

- ・関連施策を法律の範囲にすること
- ・文化芸術により生み出される新たな公共的・社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

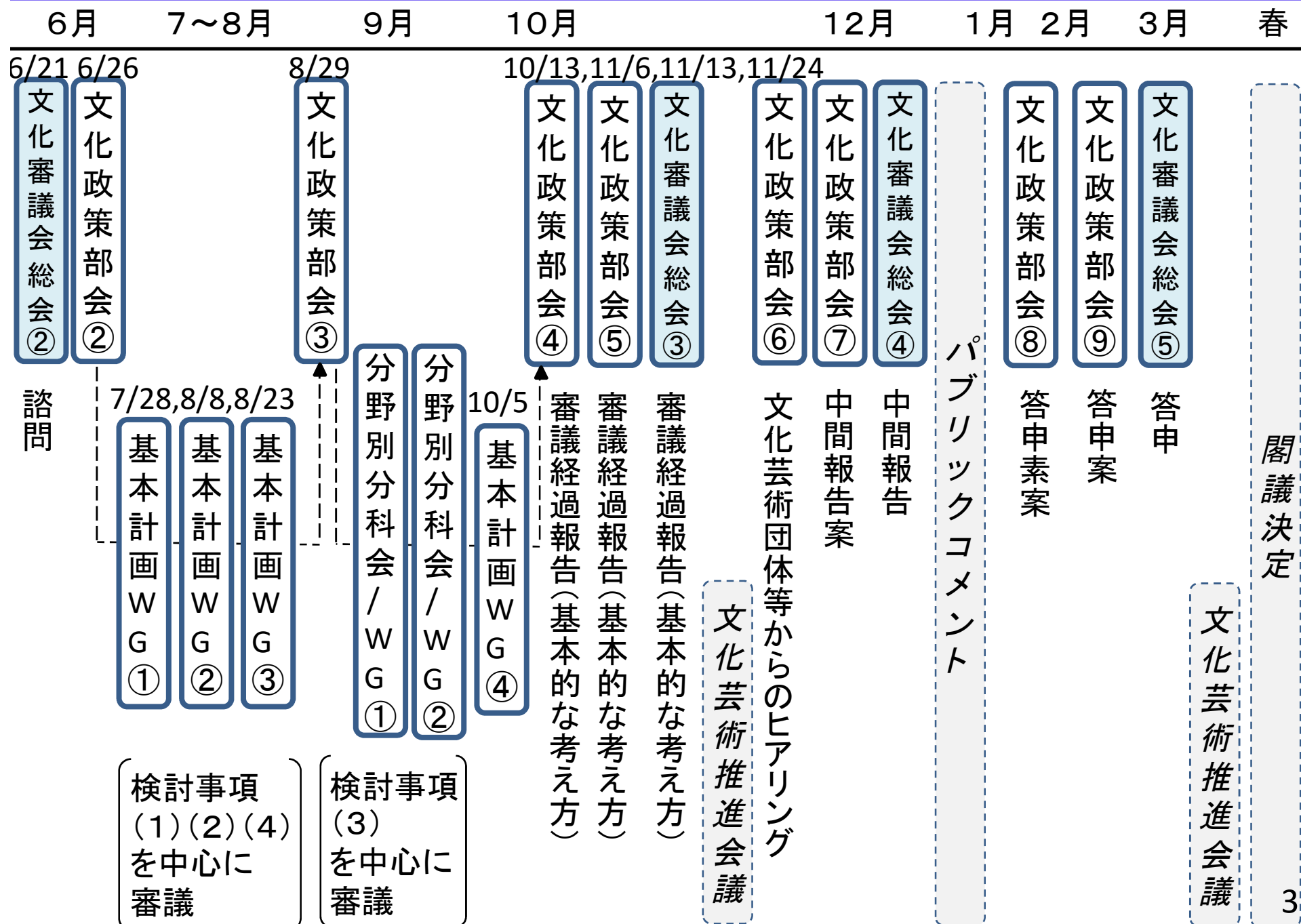
◆2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

- ・我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機
- ・2020年及びそれ以降の遺産（レガシー）を意識した施策の戦略的な展開が喫緊の課題であること

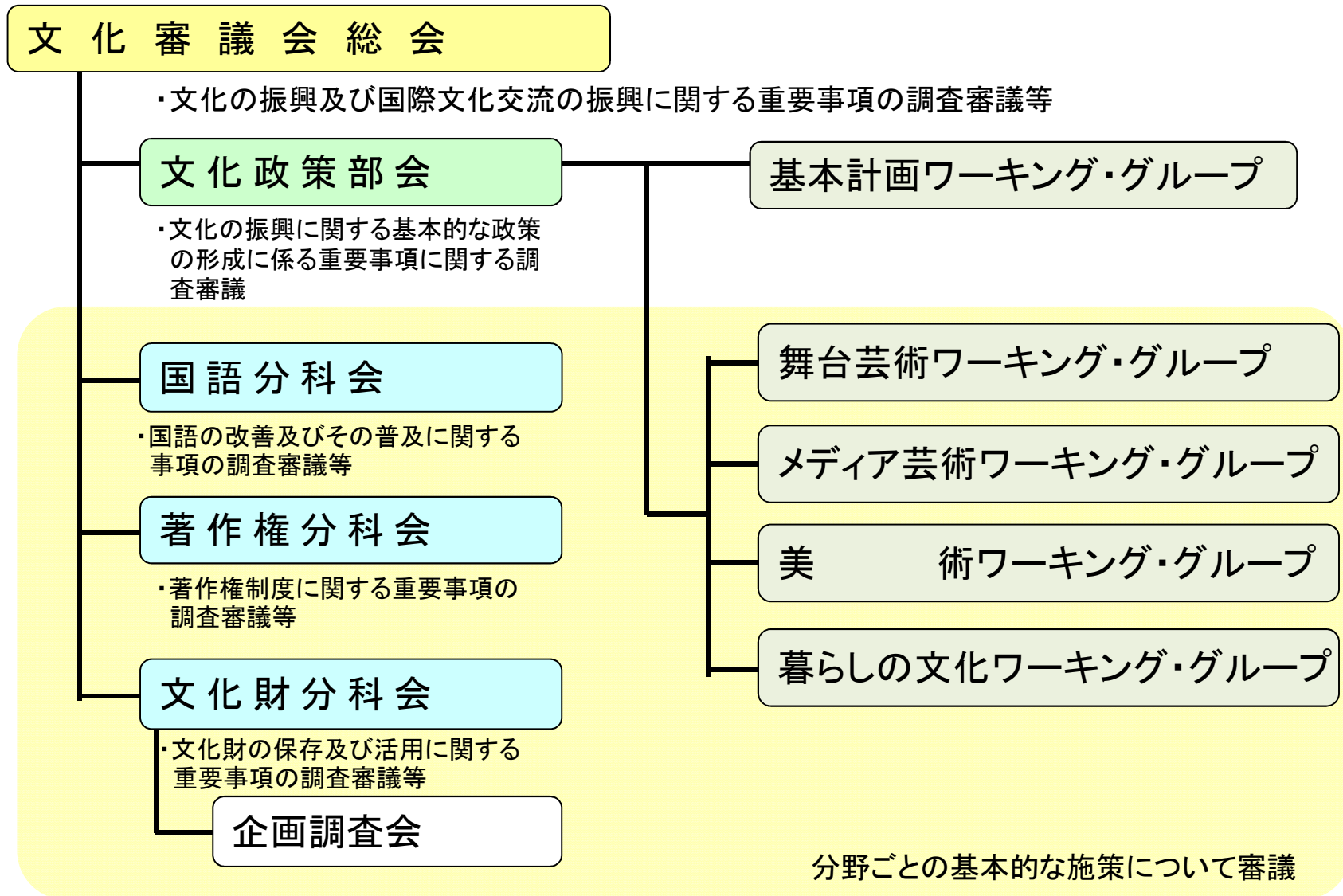
◆少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展など社会状況の大きな変化

- ・文化芸術それ自体の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な施策の展開が求められていること等

検討のスケジュール（案）



文化芸術推進基本計画に係る文化審議会における検討体制



文化芸術推進基本計画に係る評価・検証サイクルの確立

